

佃地区学校適正配置検討準備会開催要綱

(目的)

第1条 大阪市立佃小学校（以下、「佃小学校」という。）と大阪市立佃西小学校（以下、「佃西小学校」という。）と大阪市立佃中学校（以下、「佃中学校」という。）のこどもたちのより良い教育環境のため、学校再編整備計画に関する意見を聴取する場として、佃地区学校適正配置検討準備会（以下、「準備会」という。）を開催する。

(組織)

第2条 準備会の構成員は、次の団体等より推薦された各団体の構成員及び佃小学校と佃西小学校と佃中学校（以下、「当該学校等」という。）の校長、大阪市教育委員会事務局総務部西淀川区教育担当課長（以下、「西淀川区教育担当課長」という。）とする。

- (1) 当該学校等の PTA・保護者会
- (2) 当該学校等の学校協議会
- (3) 当該学校等の教職員
- (4) 佃地域活動協議会
- (5) 千舟地域活動協議会

2 準備会において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、準備会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(会長及び副会長)

第3条 準備会は会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は構成員の互選による。
- 3 会長は準備会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長が会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 準備会は会長が招集する。

- 2 関係部署等は、会議の内容に応じて招集するものとする。

(会議内容の公表)

第5条 準備会の開催の都度、議事要旨を作成し、ホームページ等に公表する。

(傍聴)

第6条 準備会を傍聴しようとする者は、準備会の開催予定時刻までに、受付において会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

2 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 準備会開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は準備会の支障となるような行為をしないこと

3 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、その者を退場させることができる。

4 準備会の公正かつ円滑な検討に著しい支障が生じ、準備会の目的が達成できないと会長が判断した場合には、傍聴者数の制限を行うことができる。

(開催期間)

第7条 準備会の開催期間は、大阪市立学校活性化条例第16条第7項及び大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第7条の規定に基づく、当該学校等にかかる学校適正配置検討会議開催要綱が制定されるまでの間とする。

(庶務)

第8条 準備会の庶務は西淀川区教育担当課長が所属する課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、準備会が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月21日から施行し、当該学校等にかかる学校適正配置検討会議開催要綱の制定をもって廃止する。